

大会特別規則

■競技方法

- 1) 一斉スタートによる個人ロードレースとする。
- 2) 招集地点での並ぶ順番は先着順とする。
- 3) 近畿高体連、U23、C1は昨年のランキング等によるシード選手を主催者により定め、彼らを他の競技者の前方に位置させる。

■車両規格

- 1) 競技者が使用できる自転車は、ロードレーサーに準じたものとし、フリー方式のハブを備えたものとする。
- 2) 検車は行わないので、参加者は自分の責任で自転車の整備を行うこと。ただし、メカニックサービスを利用することができる。
- 3) 競技上危険となる、ライト、ミラー、キャリア、スタンド、泥除け等の部品は予め外しておくこと。
- 4) ハンドル等の規定は(財)日本自転車競技連盟の競技規則に定める規定に準じたものとする。

■競技規則

【競技者の義務】

- 1) 競技規定、一般の交通規則を順守すること。
- 2) 競技中に引き起こした事故についていっさいの責任を負うこと。
- 3) 常識のある言動に留意すること。
- 4) 整備された自転車で競技すること。
- 5) 競技中はもちろん、試走中でもコースを逆走すること、競技中にコース内で練習することはできない。
- 6) 本人以外の代理出走はできない。また、この場合保険の適用はされない。
- 7) 事前に必ず試走すること。公道での試走は交通ルールを順守すること。
- 8) スタート前にサインボードにサインすること。
- 9) サインボードにサインがない場合、ペナルティーが課せられる。
- 10) 指定されたコースをショートカットしてはならない。ただし、競技役員の指示があった場合はこの限りではない。
- 11) 競技役員の指示に従うこと。
- 12) 上記義務に従わない場合は失格となる。

【競技者の服装、装備】

- 1) アマチュアの競技者はアマチュア規則に則った服装でなければならない。
- 2) 日車連公認のヘルメット、もしくはこれに準じた硬質のものをかぶらなければならない。
- 3) ヘルメットは競技中はもちろん、練習中も着用しなければならない。
- 4) グラブ(手袋)、ソックスも着用が望ましい。
- 5) 装備が不完全な競技者は競技から除外されることがある。

【ナンバーカード】

- 1) すべての競技者は、主催者から用意されたナンバーカード、計測チップ、ヘルメットテープを指定の位置に付けなければならない。
- 2) 指定の場所とは、コミュニケーションボードに見本を置くことで示す物とする。
- 3) ナンバーカード、計測チップは確実にとめる。下部に大会名があるがこれを折り込んではならない。
- 4) ナンバーカード、計測チップの取り付け方が悪く、判読不能となった場合は順位なしとする。

【競技規定】

- 1) パンクや器材故障によって走行不能となった場合でも競技者が自転車を伴ってゴールラインを通過すればゴールしたものとみなす。
- 2) 競技者は他人の力を借りず自分自身の力で完走しなければならない。完走したものはみなされない。

- 3) 競技中において自転車は自力で修理することができる。
- 4) 補給は7周の部のみ可能とし、指定された補給ポイントにおいて飲食料、器材の補給を受けることができる。どの周回でも可能。
- 5) 補給ポイントは7.3km地点の九鬼ヶ坂頂上手前の150mの範囲の登り坂に設置し、開始地点と終了地点は黄色いフラグによって明示する。
- 6) 器材の補給も上記ポイントでのみ可能。修理、交換は自力で行うこと。
- 7) 7周の部では先頭集団直後にニュートラルカーを走行させる。ただし、集団が大きすぎる場合は最後尾となる。高体連の部にもニュートラルカーを走行させる。
- 8) 競技中、審判員および医務員から競技の中止を宣告された競技者は、ただちに競技を中止しなければならない。
- 9) 競技中、故意に蛇行したり、他の選手の前を横切る等、走行を妨害してはならない。
- 10) 打ち切りについて

関門を2カ所設ける。関門での打ち切りは各クラス1周半経過後の下平屋関門から行う。打ち切り対象となるのは、各部(2、4、7周の部)の先頭から8位の競技者が先頭の競技者から著しく遅れていない場合、8位通過後2分とするが、7位以内の先頭集団が8位を含む後方集団に著しく差をつけている場合、最大でおおよそ7分間経過後に関門を閉鎖する。(先頭から7分とは、おおよそ半周を意味する)この場合の時間の判断は主催者が行う。関門通過後著しく速度が低下した場合は、ときとして規制解除車が追い抜くことがある。これ以降は規制外となるので交通規制を順守しゴールに向かう。完走は記録される。なお、4周の部において宮脇関門を設置する。2周目以降上記ルールで運用する。

- 11) レースが始まるとコース上の車両(自転車も)は交通規制外でもレース順方向の一方通行となる。ただし、和泉～静間間は例外で、規制外に属して両面通行する。観戦者の車両は一般車両となるので規制を順守する。レース中は完全規制を行うので原則的に前方から車両はこない。しかし、地震、火災等の災害時は例外となり、このような場合はレースの中断、ニュートラル(追い越し禁止)等の指示を競技役員より行うので、厳守すること。また救急車等が集団を追い越して行く場合は車線の右側を譲る。規制中(先行パトから後方パトの間)はいっさいの車両が停止、コース外への退出をしなければならない。
- 12) レースの独立

1、2、4周の部は複数のカテゴリーがあり、時差スタートするが、レースは各カテゴリーごとに成立するものとする。したがって、他のカテゴリーの競技者を風よけにしたり、助力を得ては成らない。

- 13) その他、必要に応じて随時コミュニケーションを公表することがあるので受付付近ならびに招集場所にて確認すること。

【異議】

- 1) 競技に関する異議は、コミッセルパネルの決定が最終であり、異議を申し立てることはできない。

【表彰】

- 1) 順位が目視で確定できる場合は直ちに行う。機械による場合も順位が確定次第執行するので、該当競技者は表彰ステージ横テントに集合する。